

第四十四回 帝國議會 院 產業組合法中改正法律案外一件(産業組合法中改正法律案)委員會議錄(速記)第二回

衆議院

會議

大正十年三月十四日午後一時三十五分開議

出席委員左ノ如シ

福井 三郎君

長谷場 敦君

西川 嘉門君

嘉門君

梅田 潔君

塚原 嘉藤君

金光 庸夫君

庸夫君

樋渡次右衛門君

淺賀長兵衛君

横山勝太郎君

勝太郎君

土井 権大君

佐竹 庄七君

田子 一民君

一民君

出席政府委員左ノ如シ

内務書記官

農商務省農務局長

岡本英太郎君

英太郎君

土居 保忠君

保忠君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

農商務書記官

産業組合法中改正法律案

住宅組合法案

○委員長(福井三郎君)

○レデハ前會ニ引續イテ
開會致シマス、二案共前會ニ質問ヲ終了シテアリ

マスガ、住宅組合法ニ就テハ、今一二問答シタイト

云フ申出モアリマスカラシテ、ワレハ其機會ニ於

テ御詰リヲスルコトニ致シマシテ、先ツ質問ヲ終

了シテ居ル産業組合法中改正法律案ニ就キマシ

テ、御意見ヲ承ルコトニ致シマス、就テハ討論ノ通

告ガアリマスカラシテ、其順ニ依ッテ土井君ニ御發

言ヲ願ヒマス

○土井權大君

御承知ノ通り、産業組合ハ小資本

家、中產階級、並ニ中產階級以下ノ聯合ニ依リマシ

テ、自治的ニ自ラノ福利増進ヲ圖ル經濟組織デアリ

マス、加フルニ社會政策實行上極メテ必要ナル經

濟組織デアリマスルト云フコトハ御承知ノ通りデ

アリマス、甚ダ講釋ガマシイコトヲ言フヤウデア

リマスガ、「ルーズベルト」デアリマシタカ、世界人

類始マッテ以來、人類ノ幸福ヲ増進スルモノハ產業

組合ヲ措イテ他ニ無イト言ウタ位ニ、重大ナル社

會政策上必要ナル經濟組織デアリマス、我國ニ於

テハ御承知ノ通り、其數一万三千内外モ出來テ居

リマスルガ、悲哉玉石混淆デ發達シテ居ナイノデ

アリマス、中ニハ良イノモアリマスケレドモ、大體

微々トシテ振ハナイ、其原因ニ遡シテ、何故ニ斯ノ如

ク玉石混淆シテ微々トシテ振ハナイ組合ガ多イ

カト云フト、第一ニ庶民階級ニ自覺心ガ無イ、事

實ニ於テ經濟ノ發達ヲ圖ルト云フ確信ガ無イ、特

ニ都會ニ於テ然リ、農村ニ於テ然リテ、實ニ懶ムベ

キ状態デアリマス、是ハ是等ノ罪ト謂ハナケレバ

ナラヌ、第一ト致シマシテハ、都會若クハ農村ニ於

キマシテ、相當知識アリ、相當財産アル者ガ、何等

之ヲ顧ミナシ、他ノ慈善デアルトカ其他ノ事ニ就テ

ハ、口ニ信義ヲ説イテ居ルケレドモ、實際庶民階級

ニ利益ノアル産業組合ノ組織ニ就テハ顧ミナシ、

ソレハ彼等ガ銀行ヲ經營シテ居リ、其他ノ會社ニ

關係シテ居ル爲メニ、若シ庶民階級ガ聯合シテ大

資本家ト同シ仕事ヲスレバ、自己ノ職業ヲ略奪サ

レルト云フ暗示カラ出タノデアリマセウガ、要ス

ルニ知識階級財產階級ガ顧ミヌノガ、第二ノ發達

シナイ理由デアリマス、第三ハ組合ニ從事シテ居ル

人ニ對スル優遇方法ガ缺如シテ居ルコトデ、是ハ

先日樋渡君カラモ御述ニナッタ通り、優遇方法ガ無

イ、是ガ第二ノ發達シナイ所以デアリマス、第四ハ

組合事業ノ區域ガ餘り狹隘ニ失シテ居ツテ、伸縮自

在ニ事業ヲ行フコトガ出來ナカッタ、是ガ第四ノ發

達シナイ所以デアリマス、然ルニ幸ニ此度ハ是等

ノ缺點ヲ補フニ拘ニ結構デアリマスガ、併ナガラ先

日モ申シマス通り、信用組合ノ區域擴張、即チ聯合

會ニ這入ラル、制度ガ定メテナリ、尤モ其中央ニ庶

民銀行ヲ造ルノハ非常ニ研究ヲ要スル問題デアリ

マスガ、少ナクモ一府縣ヲ一區域トシテ、聯合會ニ

ハ一郡ヲ一區域トシテ加入セシムルコトガ出來ル、

若クハ數箇町村相寄テ加入セシムルト云フコド

ニシタラ、一層信用組合ヲ運用スル上ニ於テ、區域

ヲ擴大スル上ニ於テ利益ガアラウト思ヒマス、第

五ハ組合ノ振興ニ要スル人材ガ缺乏シテ居ルコ

トデアル、是ハ地位アリオアル者ガ此事業ニ携ハ

ラヌト同事ニ、其他ニ於テモ組合振興ニ要スル事

リマス、又宣傳ノ行届カナイ所モアリ、運用上ノ罪

セザルコトハ、只今申シマシタ、第七點デアルト

フノデアリマス、要ハ制度ノ罪モアリ、人ノ罪モア

リマス、又宣傳ノ行届カナイ所モアリ、運用上ノ罪

セザルコトハ、現ニ缺ケテ居ル、斯ウ云フ状態デアリマス、

柄ガ、現ニ缺ケテ居ル、斯ウ云フ状態デアリマス、

例ヘバ一宮尊徳ノヤウナ人ヲ要スルケレドモ出

カト云フト、第一ニ庶民階級ニ自覺心ガ無イ、事

實ニ於テ經濟ノ發達ヲ圖ルト云フ確信ガ無イ、特

シテハ、先日モ樋渡委員ヨリモ御話ガアリマシタ

ガ、是ハ経費ノ關係モアリマセウガ、一ツハ信用組

合ノ聯合會——更ニ上級ノ信用組合ヲ聯合會ニ加

入セシメテ、其一府縣ヲ區域トスル信用組合ガ之

ヲ統一スルト云フコトニナックラ宣カラウト思

ヒマスガ、此點ニ於テ何等ノ規定モアリマセヌ、第

七ハ中央會ガ微々トシテ振ツテ居ラナイ、甚ダ申シ

ニクイコドデアリマスケレドモ、中央會ハ農商務

大臣ガ之ヲ監督スルコトニナッテ居リマスガ、或ハ

監督ガ鈍イノデアルカ、或ハ嘴ヲ容レヌノガ宜イ

ト云フヤウナ御考ヘデアルカ、知ラヌケレドモ、兎

ニ角舊イ幹部ニ人物ガ無イ、平田ト云フ人ハ立派

ナ正直ナ人デアリマセウケレドモ、併ナガラ創業

ト云フコトニ就イテハ保守的ナ人デアル、斯ウ云

フ人ガ居ル、又其他志村サント云フ人ハ勸業銀行

ニ居ツテ忙シイ人デアリマス、殊ニ信用組合ヲ發達

セシムルニハ中央庶民銀行ヲ造ラナクレバナラ

カ、若シサウデナイトシテモ、斯ウ云フヤウナ事ヲ

御考ニナッテ居リハシナイカト思ヒマス、是ハ邪推

デアリマシテ、中ツカラ不幸デアリマスガ、此點ニ

就テ十分御監督ヲシテ戴キタイト思フノデアリマ

ス、ソレカラ指導、獎勵、普及ニ就テナリ、斯ウ云フヤウナ事ハ

中央會當然爲スベキ仕事デアリマスガ、指導、獎

勵、普及ニ就テハ怠慢デアルト思ヒマス、一年ニ一

回産業組合ノ大會ヲ開イテ、熊本ノ吉田ト云フ行司

ス、斯ウ云フ状態デアリマス、即チ今日國家ガ發達

ガ相摸取ノ番付ヲヤウナ、表彰ダトカ何トカ云フ

ヤウナコトデハ、指導ニモ、獎勵ニモ、普及ニモナラ

カ、アリマス、又宣傳ノ行届カナイ所モアリ、運用上ノ罪

セザルコトハ、只今申シマシタ、第七點デアルト

フノデアリマス、要ハ制度ノ罪モアリ、人ノ罪モア

リマス、又宣傳ノ行届カナイ所モアリ、運用上ノ罪

セザルコトハ、現ニ缺ケテ居ル、斯ウ云フ状態デアリマス、

例ヘバ一宮尊徳ノヤウナ人ヲ要スルケレドモ出

カト云フト、第一ニ庶民階級ニ自覺心ガ無イ、事

實ニ於テ經濟ノ發達ヲ圖ルト云フ確信ガ無イ、特

シテハ、先日モ樋渡委員ヨリモ御話ガアリマシタ

ガ、是ハ経費ノ關係モアリマセウガ、一ツハ信用組

合ノ聯合會——更ニ上級ノ信用組合ヲ聯合會ニ加

入セシメテ、其一府縣ヲ區域トスル信用組合ガ之

ヲ統一スルト云フコトニナックラ宣カラウト思

ヒマスガ、此點ニ於テ何等ノ規定モアリマセヌ、第

七ハ中央會ガ微々トシテ振ツテ居ラナイ、甚ダ申シ

ニクイコドデアリマスケレドモ、中央會ハ農商務

大臣ガ之ヲ監督スルコトニナッテ居リマスガ、或ハ

監督ガ鈍イノデアルカ、或ハ嘴ヲ容レヌノガ宜イ

ト云フヤウナ御考ヘデアルカ、知ラヌケレドモ、兎

ニ角舊イ幹部ニ人物ガ無イ、平田ト云フ人ハ立派

ナ正直ナ人デアリマセウケレドモ、併ナガラ創業

ト云フコトニ就イテハ保守的ナ人デアル、斯ウ云

フ人ガ居ル、又其他志村サント云フ人ハ勸業銀行

ニ居ツテ忙シイ人デアリマス、殊ニ信用組合ヲ發達

セシムルニハ中央庶民銀行ヲ造ラナクレバナラ

カ、若シサウデナイトシテモ、斯ウ云フヤウナ事ヲ

御考ニナッテ居リハシナイカト思ヒマス、是ハ邪推

デアリマシテ、中ツカラ不幸デアリマスガ、此點ニ

就テ十分御監督ヲシテ戴キタイト思フノデアリマ

ス、ソレカラ指導、獎勵、普及ニ就テナリ、斯ウ云フヤウナ事ハ

中央會當然爲スベキ仕事デアリマスガ、指導、獎

勵、普及ニ就テハ怠慢デアルト思ヒマス、一年ニ一

回産業組合ノ大會ヲ開イテ、熊本ノ吉田ト云フ行司

ス、斯ウ云フ状態デアリマス、即チ今日國家ガ發達

ガ相摸取ノ番付ヲヤウナ、表彰ダトカ何トカ云フ

ヤウナコトデハ、指導ニモ、獎勵ニモ、普及ニモナラ

カ、アリマス、又宣傳ノ行届カナイ所モアリ、運用上ノ罪

セザルコトハ、只今申シマシタ、第七點デアルト

フノデアリマス、要ハ制度ノ罪モアリ、人ノ罪モア

リマス、又宣傳ノ行届カナイ所モアリ、運用上ノ罪

セザルコトハ、現ニ缺ケテ居ル、斯ウ云フ状態デアリマス、

例ヘバ一宮尊徳ノヤウナ人ヲ要スルケレドモ出

カト云フト、第一ニ庶民階級ニ自覺心ガ無イ、事

實ニ於テ經濟ノ發達ヲ圖ルト云フ確信ガ無イ、特

シテハ、先日モ樋渡委員ヨリモ御話ガアリマシタ

ガ、是ハ経費ノ關係モアリマセウガ、一ツハ信用組

合ノ聯合會——更ニ上級ノ信用組合ヲ聯合會ニ加

入セシメテ、其一府縣ヲ區域トスル信用組合ガ之

ヲ統一スルト云フコトニナックラ宣カラウト思

ヒマスガ、此點ニ於テ何等ノ規定モアリマセヌ、第

七ハ中央會ガ微々トシテ振ツテ居ラナイ、甚ダ申シ

ニクイコドデアリマスケレドモ、中央會ハ農商務

大臣ガ之ヲ監督スルコトニナッテ居リマスガ、或ハ

監督ガ鈍イノデアルカ、或ハ嘴ヲ容レヌノガ宜イ

ト云フヤウナ御考ヘデアルカ、知ラヌケレドモ、兎

ニ角舊イ幹部ニ人物ガ無イ、平田ト云フ人ハ立派

ナ正直ナ人デアリマセウケレドモ、併ナガラ創業

ト云フコトニ就イテハ保守的ナ人デアル、斯ウ云

フ人ガ居ル、又其他志村サント云フ人ハ勸業銀行

ニ居ツテ忙シイ人デアリマス、殊ニ信用組合ヲ發達

セシムルニハ中央庶民銀行ヲ造ラナクレバナラ

カ、若シサウデナイトシテモ、斯ウ云フヤウナ事ヲ

御考ニナッテ居リハシナイカト思ヒマス、是ハ邪推

デアリマシテ、中ツカラ不幸デアリマスガ、此點ニ

就テ十分御監督ヲシテ戴キタイト思フノデアリマ

ス、ソレカラ指導、獎勵、普及ニ就テナリ、斯ウ云フヤウナ事ハ

中央會當然爲スベキ仕事デアリマスガ、指導、獎

勵、普及ニ就テハ怠慢デアルト思ヒマス、一年ニ一

回産業組合ノ大會ヲ開イテ、熊本ノ吉田ト云フ行司

ス、斯ウ云フ状態デアリマス、即チ今日國家ガ發達

ガ相摸取ノ番付ヲヤウナ、表彰ダトカ何トカ云フ

ヤウナコトデハ、指導ニモ、獎勵ニモ、普及ニモナラ

カ、アリマス、又宣傳ノ行届カナイ所モアリ、運用上ノ罪

セザルコトハ、只今申シマシタ、第七點デアルト

フノデアリマス、要ハ制度ノ罪モアリ、人ノ罪モア

リマス、又宣傳ノ行届カナイ所モアリ、運用上ノ罪

セザルコトハ、現ニ缺ケテ居ル、斯ウ云フ状態デアリマス、

例ヘバ一宮尊徳ノヤウナ人ヲ要スルケレドモ出

カト云フト、第一ニ庶民階級ニ自覺心ガ無イ、事

實ニ於テ經濟ノ發達ヲ圖ルト云フ確信ガ無イ、特

モアリマス、併シ今回ノ改正ハ改正セザルニ優ツテ居ルト思ヒマスガ、特ニ購買組合ノ利用組合ハ、改正ノ點ニ於テ分業的組合ノ聯合ヲ獎勵サレテ、是迄ノ如キ八百屋式ノ聯合ヲ改正サレテ禁ゼラレタト云フニ至ッテハ、一大進歩ト考ヘルノデスケレドモ、缺點ヲ申シマスレバ以上ノ通りデアリマス、併シサウ完全ナコトヲ一時ニ望ムコトハ出來マセヌガ、又會期モ切迫シテ居リマスカラ、色々修正スルト手遅レニナリマスノテ、要スルニ特ニ今回ノ改正ハ幾分ノ進歩デアリマスカラ、斯ウ云フ譯ヨリ致シマシテ原案ニ贊成致シマス、併シナガラ政府ニ於テハ十分注意シテ、中央ノ刷新ヲ圖ツテ、指導獎勵ニ關スル宣傳ニ努メラレテ、折角此立派ナル社會政策ヲ實行スルニ必要ナル濟經組織ヲシテ、益々改善ノ域ニ進メラレンコトヲ望ム次第デアリマス

○委員長(福井三郎君) ドナタカ御意見ガアリマセヌカ
○淺賀長兵衛君 私共モ産業組合法ノ改正セラレタル點ニ就テハ、満腔ノ贊成ヲ表スル者デアリマス、而シテ希望ノ點ニ就キマシテ、今ヤ土井君ノ御發議ニ依ッテ全部ヲ悉サレテ居リマスカラ、吾々其趣意ヲ以テ原案ニ贊成致シマス
○委員長(福井三郎君) 別ニ變ッタ御意見モ無イヤウデゴザイマスカラ採決シマセウ、土井君ヨリ御聽ノ通リノ注意ガアリマシテ、結局原案ニ贊成スルト云フ御意見が出テ居リマス、淺賀君モ亦之ニ贊成ノヤウデゴザイマス、原案贊成ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(福井三郎君) ソレデハ御異議ナイヤウト認メマス、全會一致ヲ以テ本案ハ原案通り可決致シタルコトヲ宣言致シマス——ソレカラ住宅組合法案ニ移リマス、此案モ前會ニ質問ハ終了ニナッテ居ルノデゴザイマスガ、尙ほ思付ノ箇條ガ一二アルト云フコトデ、質問ヲシタイト云フ御申出ガアリマシタ、質問ヲシタイト云フ御申出ガ

○委員長(福井三郎君) ソレデハ御異議ナイヤウト認メマス、此第條二ノ第一號ハ、第一條ノ規定シテ「長谷場敦君」——御尋致シマスガ、此第條二ノ第一號ハ、第一號ハ住宅ノ建築又ハ購入ノミデアリマス、一號ハ住宅用地ノ取得造成、若ハ借受又ハ組合員ニ對スル貸付、若ハ讓渡ト云フコトニナシテ居リマスガ、第二號ハ住宅ノ建築又ハ購入ノミデアリマス、テ之ニ對シテ「貸付」若ハ「讓渡」ト云フ文字ガ足ラヌヤウニ思ヒマスケレドモ、是ハ第一條ノ住宅ニ於テ數箇ノ組合ノ成立ハ、之ヲ可能ナリト考ヘテ補ハレテ居ルノデアリマセウカ、ソレカラ次ニハ現在市町村ニ低利資金ヲ貸付ケテ、市町村ガ住宅經營ヲヤツテ居ルモノガアリマスガ、此組合法ト其等ノ市町村ノ經營トドウ云フ關係ヲ有チマスカ、ソレカラモウ一ツハ第十一條ノ「北海道地方費、府縣又ハ市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ住宅組合ニ對シ、住宅資金ヲ貸付スルコトヲ得」ト云フ文句ガアリマスガ、是ハ先日ノ御説明ニ依リマスト、成ベク低利資金デモ澤山貸付ケルヤウナ、方法ヲ圖ラウト云フ御説明デアリマシタガ、サウ云フ場合ニハ府縣若クハ市町村ニ御貸付ニナシテ、サウシテ市町村カラ其組合ニ貸付ケル順序ニナルノデアリマスカ、之ヲ承認リタイ、モウ一ツハ住宅組合ハ、或ハ産業組合ニ準ズルヤウニナシテ居ルカモ知レマセヌガ、成立ノ區域デアリマス、行政區劃ニ依ッテ成立ヲ許可スルコトニナリマスカ、或ハ一箇町村ニ幾ツデモ出願者がアツタナラバ、ソレヲ認可スルコトニナリマスカ、是ダケヲ伺ヒタ

○田子政府委員 御答致シマス、第一點ハ第二條第二號ノ住宅建設購入ニ關係シテ、第一條ノ供給ノ解釋ノ御尋デアリマシタガ、先般説明ヲ申上ケマス際ニ、或ハ言葉ガ足ラナカッタカモ知レマセヌガ、供給ノ中ニハ只今御示ノアリマシタヤウニ、讓渡竝ニ貸付ヲ含ム趣旨デ規定シテ居リマス、第二點ノ資金ノ貸付ノ順序ニ付テノ御尋ハ、實ハ只今アリマシテ、將來之ヲ運用スル場合ニ於キマシテ村經營ノモノニハ、多少ノ不便ヲ認メテ居ルノデコトハ、相當考慮ヲ費シタイ考ヘデゴザイマス

○長谷場敦君 サウ致シマス、現在ノ市町村經營ノ住宅モ、資金ノ許ス範囲ニ於テ、益々獎勵シ、同市町村ニ於ケル住宅供給ハ、主トシテ貸付ヲ目的ニ致シマスノデ、本法案ノ如ク取得ヲ大體ノ居リマス、ソレカラ現在市町村デ經營致シテ居リマスモノハ、此儘矢張繼續スル考デアリマス、併ナガラ市町村ニ於ケル住宅供給ハ、主トシテ貸付ヲ目的トシテ、貸付ハ其附帶的ノ効ト考ヘマスノトハ性質ヲ異ニシテ居リマスカラ、是ハ兩々相俟ツテ進メタイ考デアリマス

○長谷場敦君 サウ致シマス、現地ノ市町村經營ノ住宅モ、資金ノ許ス範囲ニ於テ、益々獎勵シ、同市町村ニ於ケル住宅組合ノ成立モ獎勵スルト云フ御意見デゴザイマスカ

○田子政府委員 市町村經營ノモノト住宅組合トハ兩立スル考デアリマスガ、其兩立ノ程度ニ就キマシテハ、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス、市町村經營ノ分ハ、管理等ニ就テ餘程、不便ヲ感ジテ居リマス、即チ自己ノ家屋ヲ保存シマスト、市町村ノ家屋ヲ一定ノ吏員ガ管理スルノトデハ、保存上ノ注意ニ就テ自ラ差ガ生シマス爲メニ、市町村經營ノモノニハ、多少ノ不便ヲ認メテ居ルノデコトハ、相當考慮ヲ費シタイ考ヘデゴザイマス

○淺賀長兵衛君 只今長谷場君ノ質問ニ關聯シテ……サウスルト本法第一條第二項ニ「住宅組合ハ法人トス」トアル、此法人ノ解釋ニ就テノ御説明ヲ願ヒタ

○田子政府委員 此法人ハ其性質カラ考ヘマスレバ、所謂學者ノ中間法人ト考ヘテ居リマス、而モ中間團體ノ常ナ煩瑣ナ手數デアルトシマシテ、此中間團體ノ通過ヲシナイデ、直接貸付ヲ希望サレル向ガ多々ゴ

問法八ニハ營利ニ近イ中間法人ト、公益的施設ニ
近イ法人ト兩方アルヤウニ考ヘテ居リマズ、是ハ
公益的中間法人——公益ニ最モ接近シタ法人ト解
釋ヲ致シテ居リマス

○塚原嘉藤君 此住宅組合ハ第一條デゴザイマス
ガ、住宅組合ハ組合員ニ住宅ヲ供給スルト云フ風
ニ書イテアリマシテ、サウシテ此供給スルト云フ
コトヲ、此間ノ御説明デハ「取得」ト云フ言葉ヲ政
府委員ハ御使ニナリマシテ、サウシテ私ハソレニ
就テ取得デアルト云フ意味デアルカラシテ、然ラ
バ貸付ト云フコトハ、入ッテ居ラナイノデアラウト
云フ考ヲ起シマシテ、ソレカラ此條文ヲ皆ナ見マ
シタ所ガ、此中ニ住宅ノ貸付ト云フコトハ、一箇條
モ書イテナインデアリマシテ、先程ノ長谷場君ノ
御質問ノ第二條第二號ニ「住宅ノ建設又ハ購入」ト
シテアリマシテ、組合員ニ對スル讓渡貸付ト云フ
コトハ書イテアリマセヌ、ソレヲ承リマスレバ、是
ハ第一條ノ目的ニ書イテアルコトデアルカラシ
テ、當然書カズトモ此中ニ入ッテ居ルト云フ御解釋
ニアリマスルガ、私ハ其點ハ特ニ政府委員ニ、此所
ヲ明カニモウ一遍言明ヲシテ戴キマシテ、サウシテ
此第二條ノ二號ハ、住宅ノ建設又ハ購入及組合員
ニ對スル貸付、若クハ讓渡ト云フコトデアルト云
フコトヲ明瞭ニ言ツテ戴キマセヌケレバ、此一條ノ
目的ノ供給ト云フ言葉ガ、兎角取得ノミヲ意味ス
ルヤウニ聞エマス、取得ト同時ニ貸付ト云フコト
モアルヤウニ見エマスカラシテ、要スルニ此住宅
組合デ定款ヲ造リマス場合ニ、ソレノ解釋ニ困難
ヲ爲シハシナイカト云フコトヲ懸念致シマスルカ
ラシテ、第二條ノ二號ト云フモノハ、住宅ノ建設又
ハ購入及組合員ニ對スル貸付若クハ讓渡ト云フコ
トニ明瞭ニ此處デサウ云フ風ニ言明ヲシテ下サシテ
サウシテ速記録ニ残シテ置キタイト思ヒマス

○田子政府委員 只今ノ御要求ハ第一條ニ於キマ
シテ、讓渡竝ニ貸付ヲ兩方含ムト云フコトヲ言明
スルコトハ何等躊躇致シマセヌ、先程長谷場サン
ノ御質問ガアリマシタ際ニ御答シタ通りデアリマ
ス、但シ第二條ノ二號ノ住宅ノ讓渡竝ニ貸付ヲ含

ムト云フコトハ、ソレハ重複スルノデアリマシテ、
第一條ノ根本ノ目的ヲ達シマスル爲メニ、此住宅
組合ハ左記事項ノ事ヲ行フコトガ出來ル、即チ
貸付ト讓渡トシカ出來ナイ、然ラバ住宅ヲ建テル
コトハドウカ、住宅ヲ買フコトハドウデアルカ、土
地ヲ買フコトハドウテアルカト云フ迷ヲ生ジマス
カラ、書キマシタノデ、一條ハ立法技術ニ關シマシ
テ、斯ウ云フ規定ヲ置キマシタノデ、茲ニ更ニ二號
ノ購入ノ下ニ「貸付及讓渡ヲ含ム」ト云フ文字ハ含
ムトハ申サナクテモ、第一條デ明瞭致シテ居ルト
思ヒマス、尙又此供給ノ解説ハ、第七條ノ第二號ノ
組合ノ定ムル住宅、使用條件、此使用條件ト云フ言
葉ハ貸付ヲ致シマシタ際ノ條件デゴザイマシテ、
第一條ノ供給ニハ立法致シマス當時ニ於キマシ
テ、既ニ讓渡竝ニ貸付兩方ヲ含ムト云フコトヲ考
ヘテ居ルノデアリマスカラ、其程度デ御満足ヲ願
ヒマシテ、本法案ノ趣旨が明瞭デアルト考ヘルノ
デアリマス

○塚原嘉藤君 結構デゴザイマス、ソレデ宜シウ
ゴザイマス

○委員長(福井三郎君) 他ニ御質問ハアリマセヌ
カ一ソレデハ本案ノ質問ハ是デ全ク終了致シマ
シタ、是ヨリ賛否ノ御意見ヲ伺フコトニ致シマス、
又ソレニ就テモ討論ノ通告ガゴザイマスカラ、其
順ニ依ツテ土井君ノ發言ヲ願ヒマス

○土井權大君 私ハ此住宅組合法ニハ非常ニ賛成
デゴザイマス、如何トナレバ衣食住ハ、實ニ人生缺
クベカラザルモノデアリマス、然ルニ都會ト云ハ
ズ、又田舎ニ行キマシテモ、工場ナドノ出來ル所デ
ハ此住宅難ニ苦シニデ居ル際ニ、斯ノ如キ結構ナ
社会政策ノ實行上必要ナ住宅組合法ノ出タルト云フ
コトハ、獨リ吾ミノ喜ブノミナラズ、住宅難ニ苦シ
ンデ居ル人モ喜ブコトデアラウト思ヒマス、私ハ
全ク満腔ノ敬意ヲ以テ賛成ヲ表スルノデアリマ
ス、併ナガラ茲ニニ御注意致シタイノハ、先日モ
申上ゲタコトデアリマスガ、此住宅組合ヲ統括ス
ル所ノ聯合組合ノ如キモノヲ設ケナカツタナラバ、
此住宅組合法ヲ運用スル上ニ於テ、又組合ソレ自

身ガ仕事ヲスル上ニ於テ、不便ノ點アリトスウ感
ズルノデアリマス、之ガ第一點デアリマス、其點ニ
於テ政府ニ於テハ將來御研究ガ願ヒタイ、ソレカ
ラ第二ト致シマシテハ、是ハ先日淺賀君ヨリモ御
質問ガアリマシタガ、不正行爲ヲ矯正スル條文ガ
要リハシナイカト思ヒマス、言葉ヲ換ヘテ言ハバ、
方法ハ如何ナ事デアルカト云ヘバ、住宅組合ノ組
合員トナツテ千圓ナラ千圓ノ拂込ヲ致シテ、五年或
八十年其期間ハ組合ノ定款デ定メルコトデアリマセ
ウガ、期間内ニ自己ノ完全ナル所有ニ移シテシマッ
テ、サウシテ單ニ組合ナルガ故ニ其組合員全部ガ
住宅ノ供給ヲ受ケタトキニ、債權債務ノ關係ガ無
クナツタ場合ニ何レ解散ニナル、其場合ニ裏ニ千圓
出シテ買タ所ノ家若クハ宅地ガ、其組合ガ解散ニ
ナツタトキニ五千圓ニナツテ居ルカモ知レナイ、目
下都會ノ土地家屋ト云フモノハ非常ニ騰リツ、ア
ル、又田舎デモサウ云フ傾向ガアリマス、所謂偶然
ノ取得ヲ見込ンデ此組合員ニナツテ、其利得ヲスル
者ガナイカト疑フノデアリマス、其點ニ對スル制
裁ハドウ爲サル、若クハ斯ノ如キ不正行爲ニ對シ
テハ如何ナル豫防方法ガアルカ、此點ニ就テ十分
ニ研究ヲ願フト同時ニ、其事モ此條文ノ中ニナケ
レバナラヌト思ヒマス、斯ウ云フ考ヲ持ツテ居リマス
ガ、政府ニ於テモ此點ニ就テ十分ノ御注意、御研究
アランコトヲ望ムノデアリマス、實ハ修正ナドヲ
致シマスト、義ニ産業組合法ノ時ニ申上ゲタ如ク
會期切迫ノ際デアリマスカラ、貴族院ガ通ラヌト、
折角ノ社會政策モ水泡ニ歸スルノデアリマスカ
ラ、滿腔ノ敬意ヲ以テ賛成スルト同時ニ、此二點ニ
就テ御注意アラソコトヲ望ム次第デアリマス

○淺賀長兵衛君 本員モ此社會政策的意味ヲ包含
セル住宅組合法ニ就テハ、満腔ノ敬意ヲ表シマス、
而シテ希望ヲ一二述ベタイト思ヒマス、其第一ハ
先刻政府ノ御答辯ニ依ルト、此法人ハ中間法人ヲ
意味シテ居ツテ、營利的中間法人並ニ公益的法人ヲ
含ム、即チ營利的中間法人ヲ含ムト云フト、要スル
ニ現下社會ニ彌漫セル營利的法人カラ、主トシテ

社會政策的施設ヲ悪用サレル傾向が顯著ナルモノニアリマス、此住宅組合法が成功ノ曉ニ於テ、偶々營利的中間法人ガ續出シテ以テ社會政策的施設ヲ悪用シテ、住宅組合法ノ真ノ目的ヲ阻害スルヤウナコトアルヲ優フルノデアリマス、故ニ此點ニ就テハ、特ニ政府ニ於テ此法案施行ノ曉ニ就テ、十分御留意アランコトヲ願ヒマス、第二點ハ今土井君カラ述ベラレタ惡イ組合員ニ對スル豫防ニ就テモ、充分御留意アランコトヲ希望シテ、本案ニ賛成ノ意ヲ表シマス

○委員長(福井三郎君) 別ニ反対ノ御意見ハアリマセヌカ、土井君ノ賛成説、淺賀君ノ賛成説ガアリマシテ、希望付ノ賛成デアリマス、其外別ニ御意見モ無イヤウデアリマスガ、決定シテ宜シウゴザイマスカ
○土井權大君 一寸落シマシタガ、住宅ニ要スル用地、宅地ヲ收容スルニ就テモ、成ベク住宅組合員ノ利益ナルヤウナ方法ヲ御考ヲ願ヒマス、此事ヲ附加ヘテ置キマス

○委員長(福井三郎君) 以上ノ御希望が添ウテ賛成ト云フコトデアリマスガ、御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(福井三郎君) 御異議ナイト認メマンテ、本案ハ以上ノ御希望付テ原案通り可決シタルコトヲ宣告致シマス、是デ付託ノ二案共審査ヲ了シマシタ、是デ散會致シマス

午後二時十三分散會